

日本スポーツとジェンダー学会 理事・監事選出方法に関する内規

(目的)

1. 会則第8条及び第12条の役員の選出を円滑ならしめるために本規定を定める。

(選挙管理委員会)

2. 会長は、理事会の議をへて、正会員の中から選挙管理委員若干名を指名し、選挙管理委員会（以下「選管委」という）を構成して、その選出を委嘱する。
3. 選管委は互選により、委員長を選出し、選挙に関する事務処理を行う。委員長は選管委を代表し、その業務を統括する。委員長に事故あるときは、互選によって委員長代行を選出する。

(選挙権・被選挙権)

4. 選挙権は当該選挙日に正会員である者に、被選挙権は当該選挙日に1年以上引き続いて正会員である者に付与される。

(理事・監事の選出)

5. 選管委は次期総会の日程に合わせて公示日・立候補受付期間・選挙日を設定し、理事及び監事の立候補を募る旨、正会員に通知する。
6. 選管委は立候補者数が選出定数を越えたときには以下の方法で選挙を行う。
7. 投票は所定の投票用紙で行うものとし、選出定数の1/2（端数を生じた場合は切り上げる）連記の投票とする。
8. 当選は、それぞれの得票数の順により上位から定数までとし、得票が同数であるときは抽選によって決めるものとする。

(付則)

9. 本規定は、2004年6月26日、理事会内規として制定し、第2期役員選出より適用する。

以上